

寒川町選挙管理委員会表彰規程の一部を改正する告示をここに公表する。

平成29年7月11日

寒川町選挙管理委員会

委員長 小 島 信 男

寒川町選挙委員会告示第30号

寒川町選挙管理委員会表彰規程の一部を改正する告示

寒川町選挙管理委員会表彰規程(昭和43年寒川町選挙管理委員会告示第53号)の一部を次のように改正する。

第1条中「選挙に関する優良な」を削る。

第2条中「明るく正しい選挙推進団体又はその他の団体で明るく正しい」を「明るい」に、「他の模範となるものを」を「、他の模範となると認められる団体を」に、「選考の上」を「選考し」に改める。

第3条中「該当する者」を「該当すると認められる者」に、「選考の上」を「選考し」に改め、同条第1号中「、各種選挙」を「及び各種選挙」に、「また」を「かつ」に、「明るく正しい」を「明るい」に改め、同条第2号を削り、同条第3号中「明るく正しい」を「明るい」に改め、同号を同条第2号とし、同条第4号中「前3号」を「前2号」に、「特に功績顕著と認められる」を「選挙の管理執行又は明るい選挙の推進について顕著な功績があった」に改め、同号を同条第3号とする。

第4条中「又は感謝状」を削る。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。